

記入例

こちらの請求書は原則両面に印刷して1枚で使用してください。
やむを得ず2枚に渡る場合は、必ず割印を押してください。

裏面も必ず記載してください。

津市長

施設等利用費請求書（償還払い用）

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費

【令和3年4月～令和3年6月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する口座に振り込んで下さい。

なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 請求者と認定子どもが、津市内に居住していることを津市が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを津市が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を津市が対象施設に確認すること。

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ	ツシ タロウ	認定 子ども との 統轄	生年月日	平成元年 1 月 1 日
氏 名	津市 太郎	印	現住所	津市西丸之内23-1 電話：090-0000-0000

今回請求する利用費の期間を書いてください。

施設等利用給付認定保護者の名前を書いてください。
施設等利用給付認定保護者は認定通知書に記載されている方です。

2. 施設等利用費請求金額

金 額	107000	円
-----	--------	---

朱肉を使った印鑑を押してください。スタンプ印は不可です。銀行印である必要はありません。

3. 認定子ども(認定子どもごとに請求して下さい)

法第30条の4の認定種別	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号	認定番号	123456
生年月日	平成 28 年 1 月 1 日	フリガナ	ツシ ハナコ
請求期間における住所の変更等	<input checked="" type="checkbox"/> 現住所のとおり <input type="checkbox"/> 転入した <input type="checkbox"/> 転出した	氏 名	津市 華子
上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入		年 月 日	

計算後の今回の請求額を記載してください。
裏面に各月の明細を記載し、計算をする箇所があります。

認定通知書に記載されている認定番号を記載してください。

第2号・・・3歳児以上の子ども
第3号・・・0～2歳児の子ども

4. 償還払いの振込先を記入して下さい(※1)

金融機関名	預金種目	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
△△ 銀行 信用金庫	口座番号	1 2 3 4 5 6 7
農協・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ) ツシ タロウ

口座名義人は上部記載の施設等利用給付認定保護者(請求者)と一致するようにしてください。
申請者と異なる名義人の口座を振り込み先に指定する場合は、別途委任状が必要です。

※1 請求者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、委任状を提出してください。

<裏面も記入して下さい>

5. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月日	認可外保育施設に支払った月額利用料(保育料) (a) ※2 ※3	一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料 (b) ※3	支払額合計 (c=a+b)	月額上限額 (d) ※4	請求額 (cとdを比較して小さい方)
令和3年4月	35,000 円	0 円	35,000 円	37,000 円	35,000 円
令和3年5月	35,000 円	3,200 円	38,200 円	37,000 円	37,000 円
令和3年6月	35,000 円	0 円	35,000 円	37,000 円	35,000 円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
合 計					107,000 円

金額を確認しながら適切な数字を記入してください。
認可外保育施設等を利用した場合の支給の月額上限額は、
第2号の場合は、37,000円です。
第3号の場合は、42,000円です。

こちらの合計額をおもて面の請求額の欄に記載してください。

※2 利用料の合計額を支払ったことを証明する書類（施設からの領収証等）と特定子ども・子育て支援提供証明書をすべて添付して下さい。

また、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書（援助記録簿）を添付して下さい。

※3 利用料の設定が月単位を超える（四半期・前期・後期など）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定して下さい。（10円未満の端数がある場合は切り捨て）

※4 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は42,000円です。
途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次の通りとなります。

・途中で認定期間が終了する場合、

または別の市町村へ転出する場合の限度額：37,000(42,000)円×転出日までの日数÷その月の日数

・途中で認定期間が開始される場合、

または別の市町村から転入した場合の限度額：37,000(42,000)円×転入先での認定日からの日数÷その月の日数

・津市内の特定教育・保育施設の預かり保育事業を利用する場合の限度額は、その預かり保育において受領を委任した金額を第2号認定の場合は11,300円から、第3号認定の場合は16,300円から差し引いた金額